

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第2条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同法第3条第1項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月27日 横浜地方法務局西湘二宮支局 登記官 石橋 一二美
記

意見又は資料の提出先

〒259-0123

中郡二宮町二宮1240番地1

横浜地方法務局西湘二宮支局

TEL 0463-70-1102

手続番号	表題部所有者不明土地に係る 所在事項		地目	地積 (㎡)
0203-2026-0001	平塚市公所字谷戸	2 8 4 番	墓地	4 2
0203-2026-0002	平塚市公所字太田	7 4 3 番	墓地	1 1 1 4